

## 日本体質医学会 学会賞規定

第1条 本会に学会賞として「日本体質医学会賞」、「研究奨励賞」および「若手研究奨励賞」を設け、体質医学に関するとくに優秀な研究業績を発表した本会正会員にこれを贈呈する。

### 第2条

- (1) 日本体質医学会賞は、体質医学の分野で評価の確立した研究業績を有し、且つ日本体質医学会の発展に貢献したものに授与される。
- (2) 研究奨励賞は、主に国内でなされた研究者による研究業績を評価の対象とし、日本体質医学会の活動の主旨を理解し、本学会への積極的な参加の意思があり、貢献が期待できる者を対象とする。
- (3) 若手研究奨励賞は、若手研究者による総会での研究発表を評価の対象とする。  
(応募時点において未発表もしくは発表後2年以内のものに限る)

第3条 日本体質医学会賞の贈呈は毎年1件以内、研究奨励賞の贈呈は毎年2件程度、若手研究奨励賞の贈呈は毎年5件以内とする。

第4条 学会賞は賞状および楯とし、副賞を添える。

第5条 理事長は学会賞審査委員会に受賞者の選考を委嘱する。学会賞審査委員会は、前年度、本年度、および次年度の体質医学会会長の3名と、理事長より推薦された評議員若干名で構成する。理事長から推薦された委員の任期は4年とし、2年で半数交替とする。

### 「日本体質医学会賞」「研究奨励賞」

第6条 受賞候補者は本会評議員の推薦を必要とする。研究奨励賞は当該年の4月1日において46歳未満でかつ会員歴3年以上の正会員を対象とする。

第7条 本会評議員は日本体質医学会賞候補者、研究奨励賞候補者を下記の書類を添えて理事長に推薦することができる。

- ① 推薦書
- ② 履歴書
- ③ 業績目録(ただし、研究奨励賞は 10 編以内の記載とする)
- ④ 評価対象論文のリプリントを各 10 部ずつ添付の事(コピー可)

第 8 条 理事長は推薦された日本体質医学会賞候補者について学会賞審査委員会に受賞者の選考を委嘱する。ただし、推薦者、被推薦者およびその共同研究者は審査には加わらないものとする。

第 9 条 審査委員会は日本体質医学会賞及び研究奨励賞を選定し 5 月 31 日までに理事長に報告する。

第 10 条 理事長は審査委員会の選定報告に基づき、当人および所属機関長の承諾を得たのち、理事会に報告し、日本体質医学会賞及び研究奨励賞受賞者を決定する。

第 11 条 日本体質医学会賞及び研究奨励賞は総会において贈呈し、受賞者は受賞講演を行うものとする。

### 「若手研究奨励賞」

第 12 条 若手研究奨励賞は、日本体質医学会総会の一般演題のうち特に優れた研究発表に授与される。

第 13 条 若手研究奨励賞は当該年の 4 月 1 日において 36 歳未満、もしくは大学卒業後 10 年以内の正会員を対象とする。

### 第 14 条

(1) 若手研究奨励賞は公募とし、総会の一般演題抄録応募時に下記の書類を添えて応募したものを選定の対象とする。

- ① 若手研究奨励賞応募用紙

第 15 条 学会賞審査委員は候補者の講演内容により 5 名以内の若手研究奨励賞に相応しい者を選出し、理事長に報告する。選出の方法は、審査委員による審査とするが、推薦者および共同研究者は該当の演題は審査できないものとする。なお、若手研究奨励賞応募が多数の場合には、審査委員は一般演題抄録の事前審査により、候補者を 15 名以内に絞ることができる。

第 16 条 理事長は審査委員会の選定報告に基づき若手研究奨励賞受賞者を決定する。

第 17 条 若手研究奨励賞は当該総会において贈呈する。受賞者は日本体質医学会誌に受賞発表を行うものとする。

平成 21 年 1 月 20 日 施行

平成 23 年 10 月 25 日 変更

平成 30 年 8 月 31 日 変更